# 試し出勤実施要領

## 改廃履歴

| Rev | 改 廃 内 容                                   | 実 施 日       |
|-----|---|-------------|
| 1.0 | 初版  | H26. 12. 01 |
| 2.0 | 試し出勤の対象に欠勤を追加(第1条)<br>試し出勤期間中の給与の見直し(第6条) | H28. 11. 01 |

### 試し出勤実施要領

規程番号 1001-0000-06-要制定日 2014年12月 1日 改正日 2016年11月 1日

(趣旨)

第 1条 本要領は、メンタルヘルス不調を発症し、長期の休暇・欠勤・休職(以下「休職等」という)に至った従業員の円滑な職場復帰を図るための「試し出勤」について、必要な事項を定める。

#### (対象者)

第 2条 「職場復帰支援実施要領」第4条に規定する「職場復帰検討委員会」が、試し出勤が必要 と判断した者を対象とする。

#### (試し出勤の期間)

第 3条 試し出勤の期間は、原則として1ヵ月以内とする。ただし、職場復帰検討委員会が期間の 延長または短縮を決定した場合はこの限りでない。

#### (試し出勤の内容および実施)

第 4条 試し出勤においては、試し出勤プラン(職場復帰支援実施要領に定める「職場復帰支援・ 試し出勤プラン(様式7)」)を作成し、対象者本人および本人の家族等の同意を得て実施す るものとする。また、試し出勤実施中に実施内容・期間に変更があった場合には、同プラン の再作成を行う。

#### (試し出勤実施中のフォロー)

第 5条 「職場復帰支援実施要領」第3条に規定する「メンタルヘルス推進担当者」は、少なくとも1週間に1回、対象者と面談し、試し出勤実施プランの実施状況を確認するとともに、都度、職場復帰検討委員会に対し状況を報告する。

#### (試し出勤期間中の就業上の取扱および給与)

第 6条 試し出勤実施中は就業上、休職等の各期間に応じ、「休暇」「欠勤」「休職」のいずれかとして取り扱う。また、対象者の給与は、給与規程の規定に基づき支給する。ただし、休職等の期間中の試し出勤に対しては、試し出勤の実態に応じ、休職期間中の場合は日割計算した基本給を支給し、欠勤期間中の場合は日割計算した基本給と支給した月額給与の基本給(日割)との差額を支給する。

#### (業務災害および通勤災害)

第 7条 試し出勤期間中に発生した事故は、就業規則第7章第1節「災害補償」および第2節「交 通事故補償」に準じて取り扱う。